

阿蘇市



(市 役 所)

一 概 況

平成一七年二月一日、一の宮町、阿蘇町、波野村の合併により、人口二八、四四四（平成三二年国勢調査）、面積約三七六平方キロメートルの阿蘇市が誕生した。

阿蘇市は、九州の中央、本県の北東部に位置し、阿蘇五岳（根子岳・高岳・中岳・杵島岳・烏帽子岳）の北面、周囲約一二〇キロメートルに及ぶ広大な阿蘇カルデラの中心部から東・北・西の外輪山一帯に広がる原野を占めている。北は阿蘇郡産山村及び南小国町、大分県日田市と、南は阿蘇郡高森町及び南阿蘇村、東は大分県竹田市、西は菊池市及び菊池郡大津町と接する。阿蘇は、九州の水瓶と呼ばれ、筑後川、菊池川、白川、緑川、五ヶ瀬川、大野川など九州を代表する河川の源流部にあり、市の中央部を神話に彩られた白川の支流である黒川が西に向かって流れている。豊富な降雨量と阿蘇火山の噴火で出来た地下水を涵養するに適した地層によって渓谷の湧水や平野部の自噴井が随所に見られるなど火山の恩恵から優れた景観や環境のみならず水にも恵まれた地域でもある。

地形的には、世界最大級のカルデラは、比較的平坦地になっている阿蘇谷と、東部は、起伏に富み傾斜地が多い山林原野、北から西にかけては草原が連なる外輪山地域とで構成されている。

産業としては、阿蘇の景観を活かした観光産業が大きい。また、平野部では、本県有数の水田地帯に稲作、トマト、メロン、苺などが栽培され、東部の高原地帯ではキャベツ、大根などの高冷地蔬菜の栽培による農業が営まれ、山麓牧野では褐毛和牛（あか牛）などを主とする畜産業が盛んで、また、周辺山間部では林業が行われている。

交通は、熊本と大分を結ぶJR豊肥本線（赤水、市ノ川、内牧、阿蘇、いこいの村、宮地、波野、滝水の八駅）と、国道五七号が東西に市中央部を横断、また別府から湯布院、九重を経て本町に至る九州横断道路（やまなみハイウェイ）も通る。この他、菊池市に通じる県道四五号（菊池阿蘇スカイライン）、小国を経て日田に通じる国道二二二号、阿蘇山への登山道（阿蘇パノラマライン）、根子岳の麓を経て高森町へ通じる国道二六五号など県境を抱える交通の要衝となっている。

観光面や名所旧跡は、熊本県というより九州、日本を代表する観光地であり、

世界文化遺産登録、世界ジオパーク認定などを目指す阿蘇火山、屏風のように切り立って屹立する外輪山、牧歌的な原野が続く草原等枚挙に暇がない。外輪山各所に設けられた展望所からの眺望は殊に絶景、特に、大観峰からの展望は壮観である。また、当地域は、阿蘇くじゅう国立公園に指定され、ミヤマキリシマ、ハルリンドウやスズランなど、希少な野生植物が数多く自生している。明治三〇年に湧き出したという内牧温泉を始め、市内各地に湧出する温泉（足を運ぶ観光客も多い。また、国立阿蘇青少年交流の家などの研修施設やパラグライダーなどのスカイスポーツ、豊かな食と農を組み合わせた体験型観光にも近年人気が集まっている。阿蘇に春の訪れを告げる大草原の野焼き、往生岳の火文字焼などイベントも多種多様である。

合併前の一の宮町は、全国に五〇〇を超える末社などを有する肥後一の宮、官幣大社に列せられていた格式の高い阿蘇神社の鎮座する地であり、阿蘇神社には阿蘇開拓の祖（神武天皇の孫の健甕龍命）など二神が祀られ、年間を通じて行われる国指定重要無形民俗文化財「阿蘇の農耕祭事」など、神事も数多く門前町も湧水を活用したまちづくりが進んでいる。

阿蘇山上の古坊中は、昔時、高僧最栄が、一庵を構えたことから我が国の僧侶山伏の修験道場として俗にいう三六坊五二庵の寺院が建てられ聖武天皇の勅願道場として隆盛を極めたとされ、中国の明の永楽帝より寿安鎮国山の山号を贈られたが、戦国時代に灰燼に帰し、現在は山麓の坊中の西願殿寺が当時の名残を留めている。

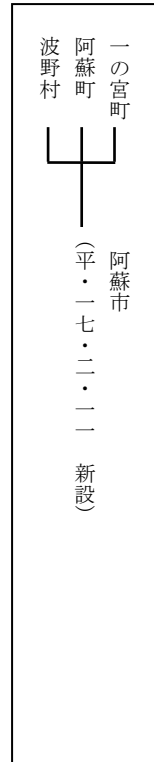
また、市東部にある波野地区は、神楽の里であり、道の駅波野「神楽苑」には、神楽の定期公演や資料館があり、そば打ち体験もできるようになっている。

二 市名の由来

「阿蘇市」という新市名称は、阿蘇中部四町村での協議が行われていた平成一五年五月の任意協議会の場で決定されたが、世界的な知名度を誇る阿蘇山を擁する当該地域においては、「阿蘇」の名が広く地域住民に浸透しており、協議の場では各町村から異論もなく、満場一致でこれに決した。

三 平成の合併検討経緯

1 合併関係町村の状況



(一) 阿蘇郡一の宮町

昭和二九年四月一日、宮地町、坂梨村、古城村、中通村が合併してできた町で、町の大部分は阿蘇谷の平坦地にある。面積は約一〇六平方キロメートルである。

(二) 阿蘇郡阿蘇町

昭和二九年四月一日、内牧町、黒川村、永水村、尾ヶ石村、山田村が合併してできた町で、一の宮町同様、阿蘇五岳と外輪山に南北を挟まれた平坦地を有する。面積は約一九九平方キロメートルである。

(三) 阿蘇郡波野村

明治二二年、波野村、新波野村、中江村、滝水村、小池野村、赤仁田村、小園村の合併により誕生し、以後単独村制のまま近年に至った。村全体が阿蘇外輪山の東部高原地帯にあり、面積は約七一平方キロメートルである。

2 検討の経緯

平成一二年三月に県が策定した市町村合併推進要綱において、当地域については、一の宮町、阿蘇町、南小国町、小国町、産山村、波野村の阿蘇中北部の六町村が合併パターンとして示され、これを一つの叩き台として検討が進んだが、平成一四年春に至り、一の宮町、阿蘇町、産山村、波野村の中部四町村と、小国町、南小国町の北部二町という枠組みに収斂してきた。

このうち前者については、平成一四年八月、四町村での合併任意協議会がスタートしたが、約一年後の平成一五年九月、合併により地域の埋没などを懸念した

産山村が、この合併枠組みから離脱したため、残る三町村は、産山村に慰留するとともに、産山村の参加が難しいのであれば、三町村での協議を継続することで合意し、平成一七年二月一日に阿蘇市が誕生した。(第二編「阿蘇地域」参照)

3 合併協議会における協定事項等

(※基本的協議項目及び合併特例法に規定されている協議項目を記載)

(一) 合併の方式

一の宮町、阿蘇町、波野村を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併(対等合併)とする。

(二) 合併の期日 合併の期日を平成一七年二月一日とする。

(三) 新市の名称 新市の名称を「阿蘇市」とする。

(四) 新市の事務所の位置

1 新市の事務所の設置方式については、本庁方式(集中方式)とする。

2 新市の事務所の位置については、一の宮町大字宮地五〇四番地の一(現在の一の宮町役場)とする。

3 現在の阿蘇町、波野村にそれぞれ支所をおくものとする。

(付帯事項)

①道路アクセス(通称八メーター道路)の早急なる整備促進を図るため、関係機関とも協議のうえ期成会等を立ち上げ、県への働きかけを強化することとする。

②一の宮町役場を本庁舎とした場合においては、住民サービスの低下につながらないよう平成一七年二月一日までに竣工し、かつ、入庁できるように努め、あとで手直し等が起らないように庁舎建設委員会等を設置し具体的に検討することともに、合併推進債等の有効財源活用により整備することとする。

③人口の見地からみて、庁舎の位置調整を円滑に進め庁舎の利活用の頻度及び他の施設のバランスを考慮すると、推進協議会で整備・建設を検討することとなっている文化ホール(公民館を含む)については、合併後速やかに阿蘇町内に建設することとする。

④一の宮町の現庁舎を改築・改修し本庁舎にした場合、他の町村の支所については合併までに具体的な検討を行い、合併後速やかに新築及び改築を講ずることとする。

ととする。

(五) 財産及び債務の取扱い

五―一 財産区等

1 新しい財産区は設置しない。ただし、一の宮町の財産区についてはそのまま存続し、事務についても新市に引き継ぐものとする。

2 部落有林等(純部落有林を除く。)については、出来る限り実態を調査した上で合併までに調整するものとする。

3 行政財産については、新市に引き継ぐものとする。普通財産の山林・原野については、その保全に努め、使用・処分等の権利関係については、合併前の旧町村の旧慣行を適用し、新市に引き継ぐものとする。

五―二 基金等

1 有価証券・出資権利については、新市に引き継ぐものとする。

2 国民健康保険関係基金以外の基金については、平成一四年度決算後の標準財政規模のそれぞれ一五%を寄附るものとする。

3 債務については新市に引き継ぐものとする。

(六) 新市建設計画

新市建設計画は、別添「新阿蘇市建設計画」に定めるとおりとする。

(七) 議会議員の定数及び任期の取扱い

1 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第七条第一項の規定を適用し、合併後二年間、引き続き新市の議会の議員として在任する。

2 新市においては、公職選挙法第一五条第六項の規定により現在の一の宮町、阿蘇町、波野村をそれぞれ区域とする選挙区を設置するものとする。

3 選挙区の設置は一期限りとし、各選挙区ごとの議員定数は、現在の一の宮町八人、阿蘇町一五人、波野村三人とする。また、二期目以降は選挙区は設置せず全市一選挙区の定数二六人とする。

4 投票所の見直しや開票所の選定については、合併までに調整する。

(八) 農業委員会の定数及び任期の取扱い

1 農業委員会の設置について

新市に一つの農業委員会を設置する。

2 農業委員会の選挙による委員の定数について

新市における選挙による委員の定数は三〇名とする。

3 農業委員会の選挙による委員の任期について

三町村の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第八条第一項第一号の規定を適用し、平成一七年七月一九日までの間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

4 選挙区の設置について

特例期間終了後は、次の区域による選挙区を設置して選挙を行う。選挙区毎の定数は次のとおりとする。

一の宮選挙区九名、黒川選挙区六名、内牧選挙区三名、
山田選挙区三名、永水・尾ヶ石選挙区五名、波野選挙区四名

(九) 地方税の取扱

1 三町村で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 個人町村民税の納期については、一の宮町の例による。
イ 固定資産税の納期については、一の宮町及び阿蘇町の例による。
ウ 入湯税の税率及び納期については阿蘇町の例による。

2 国土調査については新市に引き継ぎ、新市において早急に調査を完了するものとする。また、基準点の管理についても新市において引き続き事業を実施するものとする。

3 納税組合については、存続させるものとする。納税組合奨励金交付方法等については、合併までに調整する。

4 個人町村民税及び固定資産税にかかる全期前納報奨金については廃止する。

(一〇) 一般職員の身分の取扱

一般職の身分については、次のとおりとする。

1 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第九条第一項により、すべて新市の職員として引継ぐものとする。

2 職員定数は合併時の職員実数とし、合併までの新規採用は今後の退職者を上限とするともに、合併後の職員数については、定員モデル及び類似団体の定員を目標に定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

3 職員の給与については、職員の処遇及び適正化の観点から調整し、統一を図る。

4 職員の職の設置並びに職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一する。

4 合併時の三役及び正副議長

町名	長	助役	収入役	議長	副議長
一の宮町	渡邊 力丸	—	古市 陸男	家人 哲也	宮崎 昭光
阿蘇町	河崎 敦夫	松尾 征毅	松村 勝美	松永 勲	家人 澄雄
波野村	市原 新	—	甲斐 誠一	水野 日出男	古澤 國義

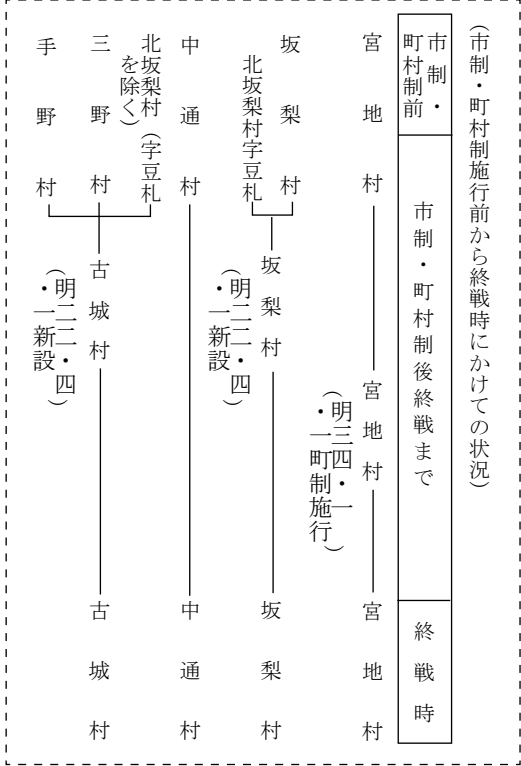
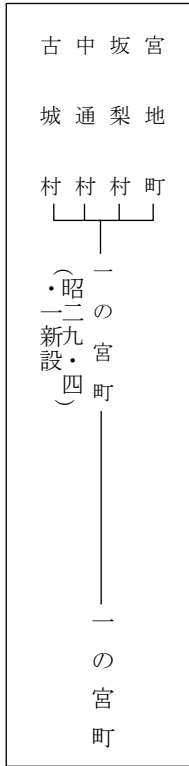
5 合併時の関係町村の現況表

区 分	阿蘇市		合併関係町村	
	人口(人)	戸数(戸)	阿蘇町	波野村
人	三〇,四五七	九,九七四	一〇,〇五四	一八,六六七
戸	三,三六一	六,〇八三	六,〇八三	一,七七六
面積(㎡)	三七六,二五五	一〇五,五三三	一九九,三三六	七,二二六
養老生	二,九一〇	八八五	一,五七四	四五
養の割合	三,六〇四	一,一〇〇	二,二六二	一四二
第一次産業(人)	八七九四	二,一八五二	四,九三七	五,六〇八
第二次産業(人)	一五,三二二	四,九三七	九,四四三	三三八
計	—	—	—	—
中学校以上の学校	四	二	一	二
中学校	—	—	—	—
高等学校	—	—	—	—
市町村税総額(百万円)	二,五八七	八三三	一,六七六	八九
前年度食糧総額(百万円)	一四,六〇七	四,七六七	七,六七〇	二,一七〇
第一次産業(百万円)	六,九〇四	二,七三〇	二,九二二	一,一五三
第二次産業(百万円)	二八,五六一	二,一三六四	一五,二四八	九五〇
第三次産業(百万円)	七,一四二	二五,八六一	四,一九九	三,二八一
計(百万円)	一〇七,六〇八	四〇,九五五	六,一六八	五,四八五

四 昭和以前の合併検討経緯

【旧阿蘇郡一の宮町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(一) 宮地町
宮地は、昔、阿蘇大神が阿蘇地方統治のため、今の阿蘇谷に降って宮居を定めたとところで、それから宮地と言ひ伝えられた。以来、阿蘇氏がこの地に居住して、

阿蘇の国を治め、中世においては、菊池氏とともに肥後の豪族として活躍したが、豊臣秀吉が島津氏を征伐したときその怒りに触れて阿蘇氏の所領は奪われた。しかし、加藤清正が肥後を領有するや、阿蘇氏をはじめ神職その他も全てもとに復した。これを「慶長のお取立て」といい、宮地もまた、従前の面目を取り戻すに至った。旧藩時代、宮地は、宮地町、東宮地、西宮地、北宮地、西宮地(八分)の各村および四分一村の一町五村に分かれていて、各村に一人の庄屋が置かれたが、明治三年(一八七〇)庄屋を廃して里正が置かれた。また、五年、大小区制が布かれ、七年に宮地は、第一一大区第三小区となり戸長によつて治められた。明治九年、宮地地区は合併して宮地村となり、一二年の郡区町村編制法の施行により宮地、中通の両村が一行政区となり、一七年にもそのままであったが、二二年の町村制の施行に伴い単独村となった。その後、三四年一月一日町制を施行し、宮地町となった。

(二) 坂梨村
旧藩時代は、坂梨手永に属し、坂梨に会所を置き惣庄屋がこれを統治した。明治五年(一八七二)大小区制が布かれて、坂梨、北坂梨の両村は第二六大区第一小区となったが、七年の改正により両村の地域は宮地村などとともに第一一大区第三小区に編入され、九年、坂梨村、馬場村、古閑村が合併して坂梨村となり、二三年の町村制の施行に伴い坂梨村と北坂梨村の一部が合併して坂梨村となった。

(三) 中通村
旧藩時代、本村の地域は、坂梨手永に属し、井手村、中原村、東下原村、西下原村に分かれていたが、明治七年(一八七四)の改正により第一一大区第三小区に属した。明治九年、合併して中通村となった。一二年郡区町村編制法の施行により宮地村と二行政区をなしたが、二二年の町村制施行に伴い単独村となった。

(四) 古城村
昔、阿蘇大神が阿蘇地方統治の際、居所を置かれたところと言われており、今も国造神社は、国造、速瓶玉命を祀っており、付近には古墳が多く見受けられる。旧藩時代には坂梨手永に属し、北坂梨、手野、上野中、下野中、上三ヶ、下三ヶ、尾籠の各村に分かれていたが、明治七年(一八七四)の大小区制の下では第一一大区第三小区に属した。九年、上野中、下野中、上三ヶ、下三ヶの各村が合

併して三野村となり、尾籠は手野村に合併された。一二年には、手野、三野、北坂梨の各村は坂梨村等とともに一行政区域となったが、二二年の町村制の施行にあたり、手野村、三野村および北坂梨村（字豆札を除く）が合併して古城村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

宮地町、坂梨村、中通村及び古城村の四か町村は、阿蘇山及び阿蘇外輪山に囲まれた盆地にあつて、昔から地理的、社会的に一体性を有していた。

また、近くは、中学校等も合併の数年前から一部事務組合を設置していたので、合併の地下は十分できていた。このような関係にある各町村は、財政力を充実し、行政の効率化と住民の福祉を増進するため、真剣に合併を考慮していたときであった。昭和二八年（一九五三）一〇月、町村合併促進法が施行されるや、宮地町は人口六、〇四六人、坂梨、中通、古城の各村はいずれも二、〇〇〇人余の村であり、この貧弱な財政力では到底十分な仕事ができないから早急に合併すべきだとの気運が盛り上がり、関係町村が任意に設立した促進委員会を数回にわたって開催し、合併についての検討を行った。その結果、県の合併試案に基づいて合併協議会を設置することに決定し、翌二九年一月二一日、合併協議会を設置、即日事務局を開設して、ただちに町村の現況調査および新町建設計画の策定にとりかかった。

県の合併試案については、関係町村とも異論はなかつたが、中通村は、学制改革によって中学校を隣接山田村と共同で設立した経緯から、山田村を含む五か町村合併を考え、山田村当局と再三にわたって折衝を行ったが、結局、地理的關係から不成功に終わった。

合併協議会においては、財産処分について四か町村のうち最も多額の村有林を所有する古城村が、財産区を設立するとの強い意見をだしたほかは大した問題もなく、二月一〇日には建設計画、協定事項の決定を行い、二月一五日、関係町村の議会は、合併議案の議決を完了した。

新町名は、神武天皇の孫、健甕龍命をまつる肥後一の宮阿蘇神社が町の中心にあるところから「一の宮町」と名づけられた。

3 合併条件および協定事項

(一) 職員の身分取扱

1 職員の身分取扱いは、原則として三役を除き全員を引き継ぐものとする。

2 退職手当の支給方法は、三役の退職手当は、合併関係町村が支給する。一般職員の退職手当は、新町が支給する。

(二) 新町役場機構

1 三役の定数 町長一人、助役二人、収入役一人とする。

2 役場の機構

総務課、税務課、経済課、社会課、土木課の五課とし、各課に課長を置く。出張所の機構および職員定数 所長一人、所員二人を置く。

(三) 駐在員の統合整備

密集地帯は、一〇〇戸をもって一単位とし、農村は五〇戸をもって一単位とする。

(四) 農業委員会の統合整備

昭和二九年七月迄は各町村の農業委員会を地区農業委員会として存置する。

(五) 国民健康保険事業の運営

古城村の国民健康保険は現在そのまま存続し、他は新町の発足後すみやかに実施するものとする。

(六) 町村税の滞納整理

最大限の努力をし、八〇パーセントの徴収を目標とする。

(七) 大字区域の変更

大字のある町村はそのままとし、他は旧町村区域を大字区域とする。

(八) 町村議会議員の任期

議員の任期は、一年延期する。

(九) 財産の処分

1 行政財産は、すべて一の宮町に引き継ぐものとする。

2 新町の基本財産として、各村における山林の時価評価額の最低額を基準として財政計画遂行に必要な額の山林を人口比率により新町に引き継ぎ、山林原野その他の基本財産は財産区とする。

- 3 坂梨村の簡易水道施設は、一の宮町大字坂梨財産区として存続する。
- 4 原野は、従来の使用慣行を尊重する。

4 合併時の三役及び正副議長

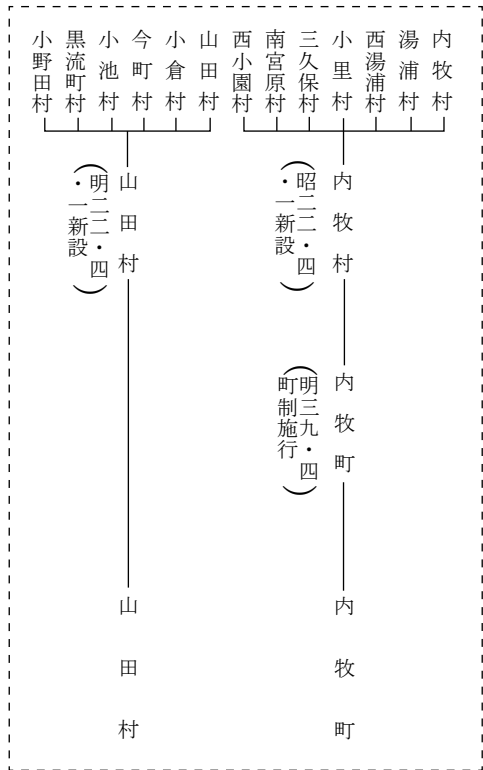
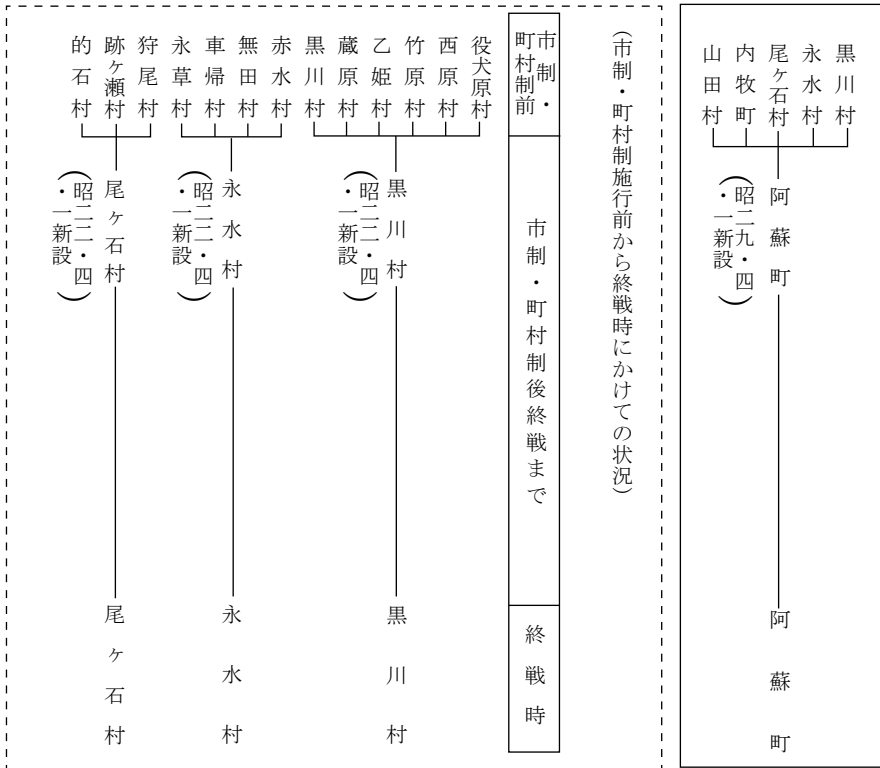
町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
宮地町	緒方 重吉	竹中 義人	家人 静雄	宮川 宗雄	後藤 徳長
坂梨村	藤川 金久	管 省己	鳴川 玉造	石田 佐平	古閑 清
中通村	甲斐 重喜	高宮 弥	井手 継人	森本 末彦	笹原 徳
古城村	江藤 逸司	山辺 一十六	拓殖 逸郎	管 尊	市原 申平

5 合併時の関係町村の現況表

生産額	会社・工場事業場(資本金五百万円以上)				前年度予算総額 千円	市町村税納税額 千円	県税納税額 千円	国税納税額 千円	上の学校 中学校以上 高等学校	官公署	業態の割合				面積 平方料	戸数	人口	区分		
	計	その他	農産	工業							都市的 業態	その他 業態	計	その他					農業	その他
四二七、〇四五	二四、一〇五	二、〇七八	八、二〇二	一	五七、六九〇	二五、六七九	五、二二五	二二、一九〇	二	一八	七三〇〇	一、七三〇	五、五七〇	五、九七七	四、六三三	一、三五五	一〇五・五三	二、五九七	二、三二七	一の宮町
三七〇、〇〇六	九九、八七三	五、四九三	八、二〇二	一	三五、二一〇	一三、二五八	四、三九七	一三、二八九	二	二五	九五〇	一	九五〇	五、四〇六	四、二七九	一、二二七	一八・七一	一、三三〇	六、三五九	宮地町
五九、八一〇	三、八八〇	二七、九三三	一	一	七、三三四	三、九七一	三、四〇	三、四七	一	一	一八〇	一、二七二	四、七	三、五	三、五	九二	二、三・二九	四、四	二、二四七	坂梨村
六、二六三	一、一三三	六〇、三九六	一	一	七、一七二	三、八二六	二、七五	二、七三	一	一	一九三	二、九四	一、六九九	一、四四	八	一、三六	二、五・三三	三、九四	二、一三七	中通村
六、六〇九	一、二二二	六、七四八	一	一	八、二六四	四、六四	一、一三	二、八一	一	一	二五三七	二、六四	二、二七三	一	一	一	三、八・二〇	四、九	二、五三七	古城村

【旧阿蘇郡阿蘇町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(一) 黒川村

この地域は、阿蘇の神火を慕って集まった僧侶、山伏等のために建てられた寺院とともに盛衰をたどったところである。平安時代には、阿蘇家によって、鎌倉時代には、一時、北条氏によって治められたが、再び阿蘇家の支配下になったといわれている。

旧藩時代には、郡代によって治められ内牧手永に属していた。明治七年（一八七四）、第一大区第一、第二小区に属したが、二年に役大原、西町、竹原の三か村は山田村などとともに、乙姫、蔵原、黒川の三か村は永草村などとともに一行政区を成したが、一七年の行政区の一部変更を経て、二二年の町村制の施行にともない役大原村など六か村が合併して黒川村となった。

(二) 永水村

旧藩時代、この地域は内牧手永に属していた。明治七年（一八七四）には、第一大区第一小区に編入されたが、二年に郡区町村編制法が施行されると、永草村は乙姫村など八か村と、車埴、無田、赤水の三か村は的ヶ石村など五か村とそれぞれ行政区をとにした。二二年の町村制施行にともない、黒川村列

の永草村と赤水村列の車帰、無田、赤水の三か村が合併して永水村となった。本村は、大正から昭和の初期にかけての政争の余波を受けて村政運営に支障をきたしたことがあり、歴代村長中三人の移入村長によって、一〇年間変則的な村政が行われたことがあった。

(三) 尾ヶ石村

旧藩時代、本村の地域は内牧手永に属し、阿蘇大明神が狩をされたところからとった狩尾村と、阿蘇大名神が杵島嶽から弓を射られたのがあったところから名づけられた石村と、跡ヶ瀬村の三か村に分かれていた。明治七年（一八七四）の改正大小区制の下では第一三大区第一小区に属し、一二年に赤水村等と一行政区をなし、一七年には跡ヶ瀬村列となつて六か村で一行政区となつたが、二二年の町村制の施行にともない、狩尾、的ヶ石、跡ヶ瀬の三か村が合併して尾ヶ石村となった。

(四) 内牧町

この地域は、古来、大観望から甲岩に至る半壁の外輪山に圍繞された高地には、阿蘇家臣小嶋氏の野中城、中央部の内牧市街地には、天正の始め刃春丹波守盛道が築城し、この地一帯を治めていたとされる内牧城（現在の阿蘇市体育館）等があったが、天正二年（一五七四）島津義久がこの地に攻め入り、落城した。その後、加藤清正が肥後の領主となり、その家臣加藤右馬允を内牧城代にあてた。寛永九年（一六三二）加藤氏に代わつて細川氏が肥後藩主となり、豊後の一部をあわせて阿蘇地方を九手永の下に八〇余村に分け、郡代を内牧に置いたが、本町の地域は内牧手永に属していた。明治七年（一八七四）、第一一大区第一、第二小区に属したが、その後内牧、分内牧、成川が合併して内牧村に、折戸、宇土が合併して三久保村となり、一二年に三久保村と内牧村で一行政区を、小里、小園、西湯浦、湯浦、宮原は五ヶ村で一行政区をなした。一七年の制度の改正で七か村で一行政区をなしたが、二三年の町村制の施行にともない七か村が合併して内牧村となり、三九年町村制を施行した。なお、三一年には、この地に温泉が掘さくされた。

(五) 山田村

この村から石斧、石鎌等が発掘されたことがあり、石器時代から人間が集団生活を営んでいたことが知られる。この地域は、歴代阿蘇家によって治められ

ていたが、鎌倉時代には笹原美濃守が治めていたといわれている。旧藩時代、郡代が内牧村にあつて阿蘇谷を治めたが、山田村は内牧手永に属していた。明治一二年（一八七九）、戸長役場が置かれたときは、山田、小野田、黒流町、今町、小池、小倉の各村と役犬原、西町、竹原の九か村で一行政区とされていたが、二二年の町村制の施行にともない役犬原、竹原、西町の三か村を除く山田村ほか五か村が合併して山田村となった。

2 町村合併促進法制定後の経過

昭和二八年（一九五三）、町村合併促進法が制定されると内牧・山田・黒川・永水・尾ヶ石の各町村住民の間には、内牧五か町村合併の気運が高まってきた。

各町村の議会議員、各種団体から一町村当り一三人ずつの合併協議会委員を選出して、二九年一月、五か町村合併協議会が発足した。初の協議会は、一月一日開催され、会長に黒川村長、副会長に内牧町長を選出し、合併期日の目標を同年四月一日と決定した。一月二日の会議において、各町村から一人ずつ選出して、新庁舎の位置について協議した結果、庁舎の位置を内牧町に決定し、また、新町建設計画についても検討を行った。

ところが、二月二〇日の協議会において、内牧町から新町建設計画について大巾な修正案が出され、他の各村が反対したため、これをめぐって内牧町は合併から離れ、四か村の合併に成るかにみえた。しかし、二月二三日の協議会においては、各村とも内牧を除いた合併には不満を示し、内牧町の要望事項はできるだけとり入れるよう努力することにして、五か町村合併を決定した。ただ黒川村においては、新町の役場位置に対する不満等もあったが、関係町村の議会において、一月二三日および二四日にそれぞれ合併議決が行われ、二九年四月一日、県下の先頭をきつて合併した。本町は、世界に誇る阿蘇山を擁しており、本町の象徴である阿蘇山とともに町の発展を実現すべく町名を「阿蘇町」と決定した。

3 合併条件および協定事項

- (一) 合併の形式 合体合併
- (二) 新町名 阿蘇町
- (三) 役場の位置 阿蘇郡内牧町大字内牧二六一番地（現内牧町役場）

(四) 合併の時期 昭和二十九年四月一日

(五) 出張所の位置および機構、権限の大綱

各村役場に出張所を置く。職員は、所長及び職員若干名、給仕又は使丁一名とし、戸籍、配給、諸証明及び徴税事務を処理する。

(六) 議会議員の任期

各町村の議会議員は、新町の議会議員として昭和三十三年三月三十一日まで在任するものとする。

(七) 助役の定数は、二人とする。

(八) 町村職員の処置

1 全職員を継承するものとする。

2 職員の勤続年数は、継承するものとする。

3 退職手当は、左記の通り支給する。

イ 町村三役については、各町村において支給し、その支給額は、国家公務員の例により支給する。

ロ 職員についても、国家公務員の例により支給する（ただし、最低参万円とする）。

(九) 財産処分

1 負債は、全部新町に引き継ぐ。

2 基本財産、特別基本財産、行政財産は全部新町に引き継ぐ。

3 部分林の關係あるものは、旧慣を遵守し、別にこれを協定する。

4 村有牧野、採草地の使用については、従前の使用慣行通りとする。

(一〇) 消防団の組織統合

各町村の消防団を一団に統合し、阿蘇町消防団とする。各町村地区内の分団は現在そのまま存続し、機械化の整備に伴い統合する。

(一一) 農業委員会の統合整備については、農業団体の再編をまっして適当に処理する。

(一二) 国民健康保険事業は実施する。

(一三) 各町村有山林は、原則として新町に引き継ぐが、立木の処分については、左記のとおりとする。

1 立木は、昭和二十九年三月三十一日以前に植林したものは、その町村の公共施

設に使用し、伐採跡地は、新町に引き継ぐものとする。

2 町村有の山林であつて部分林の關係のあるものは、旧慣を尊重し、各町村の分収は、新町に引き継ぐものとする。

3 左の村有牧野、採草地の使用については、旧慣を遵守し、従前の使用慣行のとおりとする。

黒川村、永水村、尾ヶ石村、山田村

4 前各号については、各町村の決議を経て協定し、新町に対しても同様協定するものとする。

5 協定調印者は、町長及び議長並びに關係町村長及び議長とする。

(一四) 昭和二十八年六月二十六日の大災害の復旧（簡易水道を含む。）は、新町において全責任をもって施行し、受益者の一部負担以外の損失があるときは、事業引き継ぎ前に遡及して前項1の山林立木の処分その他起債により町の責任において処理するものとする。

4 合併時の三役及び正副議長

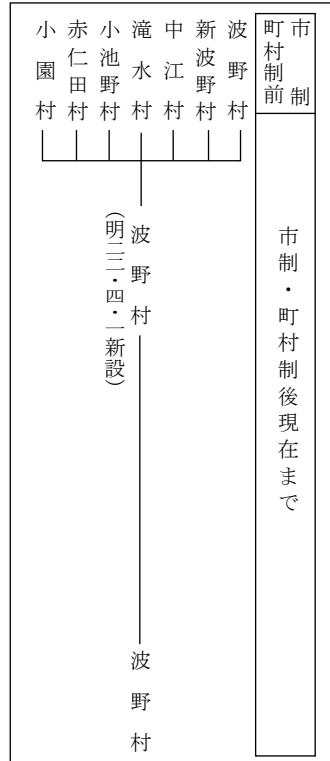
町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
黒川村	河崎義夫	寺西若喜	森末年	佐々木市松	西村熊彦
永水村	中村守	永田照雄	中村新吾	白石偵	西岡久蔵
尾ヶ石村	宮川正猪	江入武雄	山本芳喜	本田秀雪	佐藤亦蔵
内牧町	小島政義	大熊達海	草野重盛	小野義夫	奈須忠雄
山田村	渡辺銀寿	岩下平喜	井野弥惣	中西利男	猪島敏雄

5 合併時の関係町村の現況表

生産額	会社、工場、事業場 (資本金五百万円以上)				前年度予算総額 千円	市町村税納税額 千円	県税納税額 千円	国税納税額 千円	中学校以上の学校 高等学校	中学校	官公署	業態						面積 平方料	戸数 戸	人口 人	区分
	計 千円	その他 千円	農産 千円	鉱工業 千円								計 人	その他 人	農業		都市的					
														農業 人	その他 人	商業 人	その他 人				
七六六、九七五	一六八、四〇四	五五五、三〇〇	三三、二七一	一〇〇、九七五	四二〇、〇九	一〇、一五五	三三、〇四三	一	七	二五	一七二、八三	五、六六五	一、六六七	六、三三六	四、四八三	一、七五四	一九八、七八	四、四六五	二、三二八	阿蘇町	
二六、四九三	四〇二七	二五八、四六五	一	三八六、二四	一四四、二九	二、六三四	一三、三〇〇	一	一	五	五七、四五	一、七四五	四、〇〇〇	二、三〇〇	一、四二〇	八八〇	四八、二八	一、四八一	八〇、四五	黒川村	
八〇、五〇〇	四〇〇	八〇、〇〇〇	一	一二、七二	三、六九三	六、七	二、三二二	一	一	三	二、一五五	一、一八七	九六八	六、三五	五、二	二、四	二六、二	五、二〇	二、七九〇	永水村	
五三、一〇二	八、一七〇	四三、五六二	一、三七〇	一〇、二七〇	三、九二九	三五、五	二、〇三三	一	三	二	二、六八四	六、三三	二、〇五二	二、九七	一、五三	一、四五	三六、〇九	五、二	二、九八一	尾ヶ石村	
二八、五六九	二、七九〇	二、九八八	二、七八一	二、五八三	一、四八五	六、二八三	一〇、二九	一	一	一	四〇〇〇	二、〇五〇	一、九五〇	二、七五八	二、三三三	四、五	五、五、八九	一、四六二	六、七五八	内牧村	
八五、三二	一、七九〇	六三、二九二	四〇〇〇	一、三五〇	五、二七	三、五六	五、一六九	一	組合	三	二、六八九	五	二、六四七	二、四六	四、六	三、三、四一	四、九〇	二、九四	二、九四	山田村	

【旧阿蘇郡波野村における合併の歴史】

1 市制・町村制施行前からの合併経緯と関係村の沿革



本村の沿革は、史的資料がないため正確に知ることができないが、七〇〇年ぐらい前から人家があったと伝えられ、往時は、阿蘇氏の管轄であったが、加藤、細川の時代に至り東部地区はその所領となつて久住手永に属したが、西部地区はその後も阿蘇氏の所領として支配されていた。

明治七年（一八七四）の大小区制の下では第一一大区第六小区に属し、一二年、郡区町村編制法が実施されると、波野、新波野、中江、滝水の四か村が一行政区域となり、小池野、赤仁田、小園の三か村は、現在産山村に属する片俣村と行政区域を同じくして、それぞれに戸長役場が置かれた。一七年の改正によって、小池野村は、波野村列に加えられ、赤仁田、小園の両村は、産山列村に加えられた。一二年、町村制の施行に伴い、波野村外六か村が合併して、波野村となった。

なお、明治五年（一八七二）に作成された戸籍帳によると、「濤野村」、「浪野村」と混記されているが、「波野村」と名付けられたのは、本村の地形が南北に波のように起伏しており、その形がさながら大波のうねりのように見えるところからきたものと推察される。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二八年（一九五三）、町村合併促進法の制定に伴い、本村は、隣村の産山村と合併しよう県の合併試案が示された。そこで二九年八月頃から種々調査を行つて合併を促進したが、村民の間には一向に合併の気運も盛りあがらず、ただ世間話として、産山村との合併論、一の宮町との合併論あるいは波野、産山、野尻三か村合併論等があるにすぎなかった。このように合併気運の盛りあがりがない、なかつたので三二年三月二九日、新市町村建設促進法第二八条の規定に基づき、知事は、産山村との合併を勧告した。これに対して村は、産山村との合併を議決して県に答申したが、勧告後行われた住民投票の結果、合併反対が多数であったため合併を取り止めた。

このうち県は、波野、産山二か村の合併は、地理的關係その他から不可能な実情にあると判断して三四年三月、合併計画を変更し、本村は独立村として残すこととした。